

物品等入札参加資格申請 提出が必要な別送書類 ≪個人事業者の場合≫ 令和4・5年度版

I. 共通審査自治体に提出する書類

※共通審査自治体は、システムにより一定のルールに従って決められます。

(例：知多市にのみ申請する場合は知多市が共通審査自治体となります。)

	名称	説明
1	別送書類送付書（共通審査用）	<ul style="list-style-type: none"> ・システムから出力されるもの ※代表者印の押印が必要です。
2	身元（身分）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行のもの（写し可） ・本籍地の市区町村役場が発行したもの（写し可） ・日本国籍を有しない場合は、在留カード、特別永住者証明書の写し ※在留カード又は特別永住者証明書の裏面に住居地変更の旨の記載がある場合は裏面の写しも提出してください。
3	登記されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行のもの（写し可） ・法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明したもの <p>発行：全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口（名古屋法務局で可能）。郵送で請求する場合は東京法務局へ。 ●半田支局では発行できません。</p>
4	納税証明書（国税）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行のもの（写し可） ・個人事業者の場合 様式「その3の2」（未納のないことの証明） <p>発行：税務署（半田税務署で可能）</p>
5	納税証明書（愛知県税）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県税の納税義務がある場合のみ提出 ・申請日から3か月以内に発行のもの（写し可） ・個人事業者の場合 個人事業税、自動車税種別割（未納の税額のないこと用） <p>発行：愛知県県税事務所（知多県税事務所（半田市）で可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県税の納税義務がない場合は様式「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出

II. 知多市に提出する書類

	名称	説明
1	別送書類送付書（団体審査用）	・システムから出力されるもの ※知多市が共通審査自治体の場合には出力されません。
2	許可・認可・登録等証明書の写し	・許可・認可・登録等を必要とする業種を希望する場合に提出してください。（例：産業廃棄物（収集・運搬）（処分）、労働者派遣、警備業、ガソリン販売、医療用具など） ※業者選定の資料としますので、提出がない場合は、許可・認可・登録等を受けていないと判断することがあります。
X	※提出不要 納税証明書（知多市税）	・知多市への知多市税の納税証明書の提出は必要ありません。 ※市で、納税状況の確認を行います。

III. システム上の「追加届」の入力

※紙で提出する書類はありませんが、電子申請を完了し、審査完了通知のメール受信後に、システムから入力・送信してください。

	名称	説明
1	システム上の「追加届」の「契約実績」	・令和2年4月1日以降の実績を入力
2	システム上の「追加届」の「許可登録等」	・許可等を必要とする業種を希望する場合のみ
3	システム上の「追加届」の「特約・代理店」	・取扱いメーカーなどを入力